

山形県商工業振興資金のご案内

山形県商工業振興資金は県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。

山形県が金融機関に融資原資の一部を預託（産業立地促進資金は市町村と協調預託）することにより、低利融資を実現しています。

資金名	貸付対象者(融資を受けられる方)	利率(固定)	限度額(運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設:設備、 運:運転	認定機関	備考
産業活性化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品、新サービスを提供するための事業を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための事業を行う方 ・省エネルギー化を図るための設備投資を行う方 ・集客力向上・販路拡大を図るための事業を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方 	1.6%	1億5千万円(5千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運7年(2年)	県	<p>【金利優遇 △0.2%】(詳細は要綱をご参照ください)</p> <p>「山形いきいき子育て応援企業認定制度」で下記のいずれかに該当 イ 「実践(ゴールド)企業」、「優秀(ダイヤモンド)企業」に認定 ロ 「宣言企業」に登録し、女性を管理職(3人目まで)又は役員(1回限り)に登用 ハ 「女性役員登用支援金」の交付を受けて女性を初めて役員に登用</p>
地域産業振興特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ①「新連携」又は「経営力向上計画」の認定を受けて事業を行う方 ・BCPの策定及びBCPに基づいた対策を行う方 ・中心市街地活性化計画に掲げる事業を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆) 等 ②自動車、自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品、パイオ技術又は再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方 ・「経営革新」の承認を受けて事業を行う方 ・新分野進出を行う方(別会社又は組合を設立する場合を含む) ・「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う方 ・「先端設備等導入計画」の認定を受けて事業を行う方 ③下記の補助金を受けて事業を行う方 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」「中小企業スタートアップサポート補助金」(詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください) 	<ul style="list-style-type: none"> ①1.4% ②1.2% ③1.0% 	2億円(8千万円) ※左欄(☆)については3億円(設備のみ)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運7年(2年)	県	<p>【金利優遇 △0.2%】</p> <p>②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者</p>
事業承継支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続が困難な事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継する方 ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 ・信用保証協会の近代化資金保証制度(特定経営承継関連)を利用して、経営を承継する代表者の方 	1.0%	2億円(8千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運7年(2年)	県	
開業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方 	<ul style="list-style-type: none"> ①1.2% ②1.9% 	①5千万円 ②2千万円	① 設15年(3年) ※建物の新築は20年 ② 設10年(3年) ①②運10年(2年)	開業先の商工会・商工会議所(NPO法人は県)	<p>【金利優遇 (△0.2%)】</p> <p>①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性、若者(30歳以下)、シニア(55歳以上)</p>
観光振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方 	1.4%	①1億5千万円(5千万円) ②3億円(設備のみ)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運7年(2年)	県	
産業立地促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方若しくは本社機能を移転する方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して立地した方であって増設・増築を行う方 	0.7%	20億円	設20年(3年) 運15年(3年)	県及び立地先の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用可能
環境保全促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	1.6%	3億円(5千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運7年(2年)	県	
小規模企業資金	<ul style="list-style-type: none"> 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者(宿泊業・娯楽業は従業員数20人まで小規模企業者) ①県特…原則として無担保 ②特別小口…無担保・無保証人 ③小口零細…保証付き融資残高が2千万円以下の方(原則として無担保) 	<ul style="list-style-type: none"> ①1.9% ②1.8% ③1.8% 	①3千万円 ②2千万円 ③2千万円※既存の保証付融資残高を含む	設7年(2年) 運7年(2年)	信用保証協会	<ul style="list-style-type: none"> ・①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要 ・③はNPO法人は対象外
経営安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④局地的な災害により被害を受け、経営に支障をきたしている方 ※NPO法人の場合、「売上高」は「売上高に相当する収益」、「売上総利益」は「売上総利益に相当する利益」とする。 	1.6%	①②③ 8千万円(運転のみ) ④ 8千万円(8千万円)	①②③ 7年(2年) ④ 設10年(2年) 運10年(2年)	①②③ 商工会・商工会議所(NPO法人は県) ④ 県	<ul style="list-style-type: none"> ・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種(中企庁Webサイトで確認できます) ・④の「局地的災害」とは、山形県内で発生した災害で、県が指定したもの(現在は指定災害はありません)
地域経済変動対策資金	<ul style="list-style-type: none"> ・「原材料価格の高騰」の影響により、売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する売上原価の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきたしている方 ・「蔵王山の火口周辺警報の発表」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少する見込みで、経営に支障をきたしている方 	1.6%	5千万円(運転のみ)	10年(2年)	県	<p>【取扱期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料価格の高騰(平成27年4月1日～) ・蔵王山の火口周辺警報の発表(平成27年4月24日～)